

一般社団法人 日本作業療法士協会  
臨床実習指導施設認定制度規程

平成25年10月19日

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた臨床実習指導施設認定制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本規程は、臨床実習指導の水準を高めるため、本会が一定の基準を設けて臨床実習指導に寄与できる臨床実習指導施設の認定を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本会が認定する臨床実習指導施設とは、作業療法学生の臨床実習指導に関する一定の知識と技術、指導実践を有する施設を本会が認定した施設をいう。

(本会の役割)

第4条 本会は、臨床実習指導を担う施設の組織的な指導体制の構築と作業療法士の知識や技術を高めるための支援等を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正に関する必要な業務は、教育部（養成教育委員会）がこれを行う。

3 臨床実習指導施設認定の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第5条 本制度の整備・改正は、教育部（養成教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（養成教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(認定の要件)

第6条 臨床実習指導施設認定の要件を、臨床実習指導施設認定制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第7条 臨床実習指導施設認定の手続きは、施設代表者が申請書類を本会事務局に送付することによって始まる。

2 書類審査は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

3 認定においては、教育部（教育関連審査委員会）の審査結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。

4 本会は、認定を受けた施設に認定証を交付する。

(情報公開)

第8条 本会は、臨床実習指導施設認定施設の施設名、認定番号、認定期間等を公開する。

2 公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第9条 臨床実習指導施設認定の有効期限は、認定証に記された5年間とする。

2 臨床実習指導施設認定施設は、有効期間内に認定更新審査を受けることとする。

(認定の取り消し)

第10条 本会は、臨床実習指導施設認定施設が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

(1) 臨床実習指導施設認定施設が認定の取り消しを本会に申し出たとき。

(2) 申請書類に虚偽があったとき。

(3) 本会理事会において臨床実習指導施設認定施設として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成25年10月19日より施行する。